

犬山市障害者基幹相談支援センター事業 令和6年度事業報告

1. 犬山市障害者基幹相談支援センター事業

事業の目的

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる法律に定められた相談支援を総合的に行うことで、障害者の地域支援体制の構築を図り、障害者等が安心して地域で暮らすことを目的とする。

地域の相談支援体制

地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

主な担い手：基幹相談支援センター事業
自立支援協議会

- 総合的・専門的な相談の実施（障害種別や年齢に関わらない、分野を超えた多種多様な相談の一次的窓口）（地域生活支援拠点に係る相談支援、コーディネーター機能、夜間・休日の対応 24時間 365日の相談体制確保）
- 地域の相談支援体制の強化の取組（指定相談支援事業所の相談員のバックアップ、スーパーバイズ、複雑・困難な事例への支援、学習会・研修会等の企画・運営、指定相談支援事業所（相談支援専門員）への支援（助言、会議等の同席、同行等）、サービス等利用計画等の検証・助言、地域の相談機関との連携強化の取組、学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言）
- 地域移行・地域定着の促進の取組（障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行に向けた普及啓発を行う、地域生活支援拠点等の連携体制の強化）
- 権利擁護・虐待防止の取組（障害者等への差別の防止・対応及び啓発活動、障害者虐待の防止・対応及びその啓発活動）
- 自立支援協議会の運営（事務局運営、障害者等の生活を支える地域のネットワークづくり、その他）
- サービス等利用計画等の作成
- 重層的な相談支援体制

一般的な相談支援

主な担い手：市町村障害者相談支援
（委託相談支援事業）

- 総合的・専門的な相談業務（各種相談受付・聞き取り・課題整理、情報提供・窓口同行等、各種支援施策に関する助言・指導等、金銭面の相談等、専門機関への引継ぎ等）
- 権利擁護のために必要な援助（成年後見制度利用支援事業に関する支援・相談対応、消費者被害防止に係る関係機関の紹介や情報提供の実施、障害者等への差別の防止・対応及びその啓発活動、虐待防止に関する相談支援・相談対応）
- 住宅入居等支援

基本相談支援を基盤とした計画相談支援

主な担い手：指定特定相談支援事業
指定障害児相談支援事業

- 基本相談支援
地域の障害者・児等の福祉に関する問題について、障害者・児、障害児の保護者または障害者・児の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、あわせてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜を総合的に供与すること。
- 計画相談支援／障害児相談支援

職員体制

管理者兼専門的職員：1名（介護福祉士・現任研修）

専門的職員：2名（内2名：初任者研修 内1名：社会福祉士 内1名：社会福祉主事任用資格）

2. 令和6年度の各業務の実施状況

—分析と課題—

1) 総合的・専門的な相談支援の実施

① 実績数

(利用者実人数)

	実人員	身体	重症心身	知的	精神	発達	高次脳	その他
障害者	218	33	0	40	105	2	3	34
障害児	47	2	0	17	2	18	0	9
計	265	35 (13%)	0 (0%)	57 (21%)	107 (40%)	20 (7%)	3 (1%)	43 (16%)

(支援方法)

	訪問	来所	同行	電話	メール	支援会議	関係機関	その他	計
延べ件数	235	480	44	1001	7	60	593	16	2436

※ 一日毎に集計＝同一相談者からの同日中の複数回の相談については相談内容毎に1件として計上

※ 関係機関＝個別支援会議以外で関係機関との調整を実施した件数。複数回、複数箇所の関係機関とのやりとりは、相談内容毎に1件として計上

(支援内容)

	福祉サービス利用等	障がいや病気の理解	健康・医療	不安解消・情緒安定	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済
延べ件数	735	255	227	337	22	140	119

	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他		
延べ件数	283	119	1	183	15	計	2436

(相談受理後の主なつなぎ先／連携延べ件数)

障害福祉サービス／地域生活支援事業														
相談支援事業所	地域移行・地域定着	グループホーム	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続	居宅介護	短期入所	障害者支援施設	高次脳支援	移動支援	日中一時	地域活動支援センター	訪問入浴
79		23	3	1	4	58	24	6	9				4	

労働			地域										
障害者就業・生活支援センター	ハローワーク	労働局	民生委員	フリースクール	フリースペース	ボランティア団体	当事者団体	市民活動団体	スポーツ関連団体	一般企業	ライフライン	不動産	その他
1			4				3			2 3	1		1 3
児童							若者支援						
児童相談所	児童入所	児童センター	児童通所支援	保育所等訪問	保育園	学校	特別支援学校	青少年センター(市役所内)			サポステ		
			3 0			2							
保健・医療・看護							介護				行政		
保健所	県精神保健センター	市保健センター	精神科医療機関	医療機関	在宅医療	訪問看護	地域包括支援センター	ナーシングホーム	老人保健施設	介護デイ	県関係機関	他市町村	
7	1	4	2 2	1 8	1 0	1 9	5 3			3		1 5	
司法・権利擁護													
警察	弁護士	法テラス	日常生活自立支援事業		成年後見センター(市役所内)		家庭裁判所		その他				
2	1 2		3		1 0				1 8				

犬山市役所内												
障害者担当	生活困窮	生活保護	高齢者支援課	子ども未来課	子育て支援課	学校教育課	市民課	健康推進課	税務課	保険年金課	多様性社会推進課	地域協働課
9 1	4 1	1 5	1 1	1	9	2	6	1 1	4	1 6	1	1

Ⅰ. 一般的な相談支援業務（法第 77 条第 1 項第 3 号に規定する相談支援事業）								※障害当事者・家族等を主な対象とする					
(1) 総合的・専門的な相談支援				令和 6 年度事業活動				現状分析				今後の課題	
① 各種相談受付・聞き取り・課題整理				・あらゆる障害等の相談を受け付けし、主訴を聞き取り、課題の整理をした。				・今年度の当センターの相談件数は 2、4 3 6 件で前年度と比較し約 7 0 0 件減少。支援方法として電話相談が 2 倍に増加し同行支援も 1.4 倍に増加していることから、1 つのケースに費やす時間が多くあった。支援内容として障害や病気の理解が前年度の 1 0 倍に増加し、電話対応				・複数の相談が重なると現在の人員配置で対応できない事がある。一般的な相談に対応する為の専門性や地域特性を理解した人員の配置、一般的な相談への対応方法について検討していかなければいけない。	

		の件数にも反映しているように時間をかけて傾聴する等の対応が必要なケースも多々あった。	
②福祉サービスの利用援助（情報提供、窓口同行等）	・福祉サービスの利用支援が必要な場合、情報提供や同行支援等を行う。	・福祉サービスの利用援助は735件。前年度と比較し約200件減少。相談内容に応じて情報提供、同行支援を実施した。	・福祉サービス、繋げる窓口の理解を深める事で情報提供や同行支援が円滑に進める事ができる。
③社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）	・地域の社会資源を活用して相談支援を行う。	・地域の社会資源を活用する事は出来たが、新たな資源を提案する事はできなかった。	・常に情報にはアンテナを張って社会資源を探す事が必要。
④社会生活力を高めるための支援（金銭面の面談等）	・生活する上で必要な金銭面の相談等に関する相談支援を行う。	・家計、経済は前年度とほぼ同じ件数だった。相談内容に応じて、くらし自立サポートセンターと連携を図った。	・支援できる情報が必要。関係機関と連携が必要。
⑤専門機関への引継ぎ等	・他の支援制度・専門窓口等の引継ぎが適切なものについては、専門機関の紹介等を行う。	・その都度他の支援制度、専門機関の紹介を行った。	・各支援制度、専門機関の知識を習得する事が必要。
(2) 権利擁護のために必要な援助	令和6年度事業活動	現状分析	今後の課題
①成年後見制度利用支援事業に関する支援・相談対応	・犬山市成年後見センターと連携し支援を実施。	・犬山市成年後見センターと連携し、市長申立ての案件も連携する事ができた。	・成年後見制度を利用する前に他の制度で対応できないかを見極める事が重要。

②消費者被害防止に係る関係機関の紹介や情報提供の実施	・権利擁護部会を通して令和6年9月11日に「SNSによる金銭トラブルについて」の研修会を全事業所対象として開催。	・権利擁護部会を通して消費者被害防止に係る内容を具体的に学ぶ事ができた。	・消費者被害にあった方への紹介先をリスト化する事で誰でも同一な対応ができる。
③障害者等への差別の防止・対応及びその啓発活動	・障害者本人やその擁護者や支援者からの障害を理由とする差別に関する相談を受け付け速やかに市に連絡し情報共有をする。	・権利擁護部会では今年度、差別の防止、対応及びその啓発活動の研修を行う事はできなかった。	・今後差別の防止、対応及び啓発活動の研修会を開催する。
④虐待防止に関する相談支援・相談対応	・犬山市虐待防止センターと連携をして支援を実施。	・今年度犬山市虐待防止センターと連携したケースは7件。内1件は本人の意思により長期の短期入所の利用となった。	・虐待案件の疑いがある事例の情報があった時点で犬山市虐待防止センターと連携をしていく。
(3) 住宅入居等支援	令和6年度事業活動	現状分析	今後の課題
住宅入居支援	・住宅入居支援については相談があった時点で支援を行う。	・住宅入居支援については相談がなかった。	・基幹相談支援センターで相談できる事の周知が必要。

Ⅱ. 基幹相談支援センター運営業務（法第 77 条の 2 第 1 項に規定する事業）		※事業者を主な対象	
(1) 総合的・専門的な相談支援	令和 6 年度事業活動	現状分析	今後の課題
①地域生活支援拠点に係る相談支援、コーディネーター機能	・相談支援事業所連絡会において障害者支援課より地域生活支援拠点についての勉強会を開催した。	・犬山市における地域生活支援拠点については相談支援専門員も興味を示し、関心の高さを感じた。	・地域生活支援拠点に係る周知が必要。
②夜間・休日の対応 24 時間 365 日の相談体制確保	・基幹相談支援センターの緊急用携帯を 24 時間 365 日の相談体制を確保。	・今年度は緊急用携帯に相談がなかった。24 時間 365 日対応できる対応は整っていた。	・24 時間 365 日対応できる体制をとる。
(2) 地域の相談支援体制の強化の取組	令和 6 年度事業活動	現状分析	今後の課題
①指定相談支援事業所の相談員のバックアップ、スーパーバイズ	・定期的に指定相談支援事業所のケース会議等に参加しケース検討・情報共有におけるスーパーバイザーとしての指導、助言を行う。	・指定相談支援事業所のケース会議への出席はなかった。相談支援専門員への周知が足りなかった事が参加に繋がらなかった要因ではないかと思われる。	・相談支援事業所へのケース会議に参加できる事の周知が必要。
②複雑・困難な事例への支援	・支援に関する助言や、ケース会議への同席等、指定相談支援事業所へ支援を行う。	・児相から困難事例のケース会議への参加依頼があり、相談支援事業所、事業所と共に検討した。	・困難事例に対応できる、基幹職員のスキルアップが必要。
③学習会・研修会等の企画・運営	・毎月 1 回以上、相談支援事業所連絡会等において、テーマ別の勉強会や事例検討会を開催するため、企画・運営を行う。	・毎月開催し、他の部会と合同で開催する事もあった。テーマは相談員の要望を聞き、自主的にテーマを決めて進行する事もあった。	・相談支援専門員の要望を吸い上げる事やこちらからも提案し研修会の企画、運営を行う。

④指定相談支援事業所（相談支援専門員）への支援（助言、会議等の同席、同行等）	・指定相談支援事業所へサービス等利用計画等作成に関する専門的な助言等を行う。	・サービス等利用計画等作成について専門的な助言を行う事はできなかった。	・基幹職員のスキルアップを図る事が必要。
⑤サービス等利用計画等の検証・助言	・サービス等利用計画等の適正化を図る為、毎月市と連携し、作成済みの計画について検証を行うとともに必要に応じて相談支援事業所へフィードバックを行う。	・毎月市と連携し検証を行う調整を実施できなかった。	・毎月検証の場を設ける為にスケジュール管理をする。
⑥地域の相談機関との連携強化の取組（連携会議の開催等）	・相談支援事業者、身体障害相談員、知的相談支援員、民生委員、高齢者、児童、保健、医療、教育、就労等に関する機関との連携強化に取り組む。	・関係機関とはその都度連携強化を図れた。	・顔の見える関係性を作る為に連携強化を図る。
⑦学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	・対象者が関係する学校や企業等と連携し、情報交換や助言等を行う。	・対象者が関係する学校とは連携を取る案件がなかったが、企業とはその都度情報交換や助言等を行う事ができた。	・学校や企業等に赴き、情報を収集する。
(3) 地域移行・地域定着の促進の取組	令和6年度事業活動	現状分析	今後の課題
①障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行に向けた普及啓発を行う	・障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して関係者間の関係の見える関係を構築し地域の課題を共有した上で地域包括ケアシステムの構築を推進する。	・地域移行に向けた普及啓発はする事ができなかった。	・障害者支援施設や精神科病院等の関係を構築し情報を得ていく。

② 地域生活支援拠点等の連携体制の強化	・地域生活支援拠点等を利用した地域移行、地域定着等の実践例を構築し、事例を事業所と共有し障害福祉サービス事業所の強化を図る。	・10月の相談支援事業所の連絡会で取り上げた時に実践例を相談員から情報提供できたことで流れを確認する事ができた。	・地域生活支援拠点の連携を図る為に、情報を相談員連絡会で伝えていく。
(4) 権利擁護・虐待防止の取組	令和6年度事業活動	現状分析	今後の課題
① 障害者等への差別の防止・対応及び啓発活動	・障害を理由とする差別について、市民向け及び事業者向け研修会を開催など必要な啓発活動を行う。	・権利擁護部会では今年度、差別の防止、対応及びその啓発活動の研修は開催がなかった。	・次年度は権利擁護部会で差別の防止・市民向けの研修会の開催を検討。
②障害者虐待の防止・対応及びその啓発活動	・障害者虐待に係る通報を受け付ける。(24時間体制) 通報等があった際は市と協議し、役割分担によって必要な書類を作成し市に提出する。必要に応じて市職員に同行し確認調査を実施する。市民向け事業所向け研修会を開催する。	・虐待通報があった時点で市と協議し役割分担をし対応できた。事業所向けの研修会は開催する事ができたが、市民向けを開催する事ができなかった。	・次年度は障害者虐待の防止・対応についての市民向け、事業所向けの研修会の開催を検討。
(5) 障害者自立支援協議会の運営	令和6年度事業活動	現状分析	今後の課題
①犬山市障害者自立支援協議会（全体会を除く）の事務局運営	・自立支援協議会の開催目標を明確化し共通認識をもつような運営をおこなう。構成員は会議の協議内容、開催趣旨にあったメンバーで構成する。	・今年度は定例会を2回開催する事ができたが、開催目標を明確化する事に時間を要した。運営会議についても委員の意見をまとめ、円滑に進めることができない場面もあった。	・自立支援協議会の開催目標を明確化し、委員の意見を統一できるように進めていく。
②障害者等の生活を支えるための地域のネットワークづくり	・自立支援協議会の構成員が主体的に参画し何ができるか自ら考え前進できるような運営を行う。 ・協議内容や各種統計、調査結果、相談実績のデータを活用し地域課題に向けて課題解決に向けた検討を行う。	・構成員が主体で参画できる部会が増えてきた一方で、協議内容、各種統計、調査結果、相談実績のデータを示す事ができず、地域課題に向けた検討はできなかった。	・各種統計、調査結果、相談実績のデータを集計し構成員に示していく。

③その他			
(6) サービス等利用計画等の作成	令和6年度事業活動	現状分析	今後の課題
サービス等利用計画等の作成	・基幹相談支援センターの機能を利用して支援する必要性及び職員の人材育成に必要な計画作成の実施。	・基幹相談支援センターとしての機能を利用し計画を作る事ができた。必要に応じて相談支援事業所に引き継ぐ事ができた。	・引き続き基幹相談支援センターの機能が必要な支援者には計画作成を行っていく。
(7) 重層的な相談支援体制	令和6年度事業活動	現状分析	今後の課題
重層的な相談支援体制	・指定特定相談支援事業所と基幹相談支援センターが連携し、重層的な相談支援体制で地域の障害者等に必要相談支援を行う。	・指定特定相談支援事業所と地域包括支援センターと連携し、会議等に出席し課題解決に向けて支援ができた。	・関係機関と密な連携を図っていく。